

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	騒音又は振動に係る届出施設の届出者に対する改善命令
概要	騒音又は振動に係る届出施設の設置・変更の届出があった場合において、その届出に係る工場等において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、届出施設に係る騒音又は振動の防止の方法等に関する計画を変更すべきことを勧告することができ、勧告に従わないときは、改善命令を行うことができる。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第90条第2項、第111条第4項第1号
処分基準	大阪府生活環境の保全等に関する条例第87条第1項又は第89条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る工場等において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、騒音又は振動の防止の方法等に関する計画を変更すべきことを勧告できるが、この勧告に従わないで届出施設を設置しているとき
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html</a>
備考	